

初等中等教育分科会の審議状況について

○今後の高等学校教育の在り方について

→ 平成23年9月6日 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、初等中等教育分科会の下に高等学校教育部会を設置。今後、主にこれまでの高校教育改革の成果と課題、今後の高等学校教育の在り方について審議を行うこととしている。

○学校段階間の連携・接続等について（別添1）

→ 平成20年6月 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、初等中等教育分科会の下に、以下の事項について審議を行う、学校段階間の連携・接続等に関する作業部会を設置。

同作業部会においては、まず、中高一貫教育の検証・改善方策等について審議を行い、平成23年7月に、「中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理」を取りまとめたところ。今後、小・中学校間の連携・接続について審議開始予定。

(作業部会における審議事項)

①学校段階間の連携・接続について

- ・中高一貫教育の検証・改善方策等について
- ・小中連携について

②優れた才能や個性を伸ばす学習機会について

○特別支援教育の在り方について（別添2）

→ 平成22年7月 初等中等教育分科会に審議要請

これを受け、初等中等教育分科会の下に特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設置。

さらに、平成23年5月、同特別委員会の下に、ワーキンググループの設置を決定。同ワーキンググループにおいて、合理的配慮等の環境整備について審議中。また、特別委員会においては、同ワーキンググループの審議内容も踏まえ、合理的配慮等の環境整備、教職員の確保及び専門性向上のための方策等について審議中。

※ 平成23年8月5日に「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布・一部を除き施行されたところ。

○幼保一体化について（別添3）

→ 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、関係閣僚を構成員とした「子ども・子育て新システム検討会議」及び関係副大臣・政務官を構成員とした「作業グループ」の下に、有識者・関係団体等で構成する3つのワーキングチームを立ち上げて制度の具体的内容について検討を行い、平成23年7月29日には全閣僚で構成する「少子化社会対策会議」において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」が決定された。

初等中等教育分科会においては、検討の内容について報告を受け、適宜議論を行ってきたところ。

中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理（概要）

1. 総論

- 中高一貫教育制度は、平成9年6月の中央教育審議会第2次答申に基づき、中学校と高等学校の6年間で接続し、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として、平成11年度から選択的に導入され、平成22年4月現在、402校を数える。平成9年答申の理念に基づき、具体的な成果が上がっている学校が見られる反面、平成9年答申において示された懸念が現実になっていたり、平成9年答申には示されていない論点が課題として挙げたりしているなどの現状も見られる。

2. 特色ある教育の展開について

- 中高一貫教育校における教育では、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねること等を通じて、豊かな学習をし、個性や創造性を伸ばすといった考え方が、制度創設後10年を経た現在、一定程度達成されている。今後とも、各学校がその特色を活かした教育活動を展開していくことが望まれ、
 - ・ 目指す学校像や生徒像の明確化、教育活動の特色化や積極的な広報、
 - ・ 海外留学や国際バカロレア認定校としての取組等、中高一貫教育校の特色ある教育活動の積極的な支援、が必要である。

3. 教育課程の特例の活用状況とその拡充の必要性について

- 中高一貫教育校では、様々な試行錯誤をしたり、体験を積み重ねるなどゆとりある学校生活を送るとの中高一貫教育のねらいを達成する観点から、学習指導要領において所要の特例が設けられているが、現状として、その活用は一部の特例に限られ、決して十分とは言えない状況にある。
- このような中、中高一貫教育校が今後とも特色ある教育を展開することを促すため、教育課程の特例について、更なる拡充を講じる必要がある、具体的には、
 - ・ 「高等学校段階における学校設定教科・科目について卒業に必要な修得単位数に含めることのできる単位数の上限」について36単位までとすること
 - ・ 中学校段階内においても、各学年及び各教科の標準授業時数を確保しつつ、学年間において指導内容の一部を移行し、かつ、当該内容を本来の学年で指導しなくてもよいこととし、その旨を明確化することが必要であるほか、連携型の特例の拡充についても、今後検討が必要である。

4. 学力差やいわゆる「中だるみ」への懸念と学習意欲の向上を図る取組について

- 多くの学校において、生徒間の学力差、あるいは学習意欲の低下（いわゆる「中だるみ」）を課題として捉えるようになってきており、それらをいかに向上させるかが課題となっている。中でも中学校段階と高等学校段階の接続に当たる時期において、色々な行事を取り入れたり、生徒へ課題や試験を課したりする等の取組が引き続き有効であると考えられる。

- 「中だるみ」を単に学習意欲の低下ではなく、まさに中等教育の段階で迎える重要な思春期の心の葛藤や不安定さと捉えるべきとも考えられ、中高一貫教育本来のゆとりのある安定的な学校生活を送る中で、6年間の計画的・継続的な教育を展開するという理念のもとで、生徒間の学力差や学習意欲の低下という課題との整合性をどのように考えていくかが重要な視点である。

5. 入学者選抜の在り方と高等学校段階に進む時点での配慮について

- 公立学校（中等教育学校・併設型中学校）において入学者選抜を行う際には、設置者において、学校の目標、人材育成像、教育内容・方法の特色や、これらに基づきどのような適性を有する生徒を求めるのか、その考え方がどのように選抜方法に反映されているのかを明確にし、広く周知することが最も重要である。また、各学校において入学者選抜の方法を決定するに当たっては、「受験エリート校化」や「受験競争の低年齢化」といった懸念を招くおそれがないか、こうした懸念を上回る必要性があるのか、等を見極める必要がある。その際、地域や学校の状況に配慮することが重要である。
現状の「適性検査」については、これらを踏まえ、その内容が妥当なものであるかどうかを、各教育委員会において検証していくことが必要である。制度上、「学力検査」を実施しないこととされていることについては、このような状況を踏まえつつ、これを改めるかどうかを判断することが重要である。
- 連携型においても、学習意欲の低下や学力差については課題意識がある。また、「簡便な入学者選抜」という言葉が、あたかもその高等学校における入学者選抜の難易度や教育内容の程度が低いかなのような印象を与えることがあるとの指摘がなされた。
- 高等学校段階に進む時点では、一部、「他の高等学校等に進学」する例が見られるが、転居等を除き、生徒本人の進路希望を踏まえた上で保護者を交えた面談を行い、他校への進学意思を確認するなど必要な配慮が行われており、この点に関して、特段の課題は認識されていない。

6. 心身発達の差異や人間関係の固定化を踏まえた異年齢集団の活動について

- 中高一貫教育を導入した結果、当初ねらいとしていた学校より多くの学校で異年齢交流による生徒の育成に成果があったとしており、学校運営が困難とする学校は少ない。また、生徒の人間関係の固定化を課題とする学校も決して多くない。
- 心身発達の差異や人間関係の固定化に対する取組として、スクールカウンセラーの活用や、内進生・外進生、学級、年齢の別を超えた活動、行事や部活動等での交流が行われている。特に、中学校段階から高校生と深く交流することができる異年齢集団の活動については、その成果が学校側からも評価されており、生徒側からの評価でも、中高の6年間において深い人間関係が形成されることについての高い評価が見られる。

7. 中高間の教職員の配置・交流と教職員の負担への対応について

- 教職員の意識改革・指導力の向上に成果を認める一方で、教職員の負担が増えているとする学校が多く、教職員の負担感が、制度導入時には懸念されていなかった新たな課題として生じてきている。これらに関する取組として、例えば、校務分掌の中高一体化やITの導入による負担の軽減等の取組が認められるほか、6か年を見通したシラバスの作成等の取組が広く行われることが有効であると考えられる。

- また、学校側からは、公立学校においては高等学校・中学校それぞれから背景の異なる人事により赴任することに起因する困難さも指摘されており、例えば職員室を同じにするとといった取組や職員研修などを通じて、双方の教員の相互理解の促進に資することが重要であると考えられる。
- なお、負担感の増加には、中高一貫教育校であることに由来する要因のほかに、「子どもと向き合う時間の確保」の指摘に見られるように、そもそも教職員の超過勤務の常態化等の構造的な背景があることにも留意し、例えば教職員の持っている能力や適性に応じた校務分掌を行うことも重要である。

8. その他の論点

<各地域における中高一貫教育校の整備>

- 中高一貫教育についての生徒や保護者の期待やニーズが非常に高まっており、それに学校の整備が追いついていないとの意見が出された。地方公共団体や学校設置者の主体的な判断により、今後とも中高一貫教育校の量的充実が図られることが求められていると考えられる。

<地域への影響>

- 中高一貫教育校が生徒や保護者のニーズに応える形で際だった才能や意欲を示す子どもを受け入れ、地域のリーダーを育成するといった教育目標を掲げる一方で、公私のバランスや地域の一般の公立中学校への影響を懸念する声もある。一方、これらの学校についても、進路意識が明確になった時点で、最もふさわしい学校を主体的に選択できるなどの利点を有することには留意が必要である。

<連携型中高一貫教育校>

- 連携型はその学校数が近年伸び悩んでいるが、離島など当該地域から離れた高等学校に通学することが難しい地域を中心に、教育委員会や保護者、地域住民が地域ぐるみで連携型中高一貫教育校における教育活動の充実に取り組んでおり、連携型についても、前述した教育課程の特例の拡大などの検討を行うとともに、その取組を支援していくことが必要である。

9. まとめ

- 中高一貫教育制度は、制度創設時に期待された成果が達成される一方で、制度創設後に生じてきた課題なども見られ、必要な制度の改善や各学校における取組が促されることが必要である。また、単に中高一貫教育制度のみの改善にとどまらず、高等教育との接続の観点も含め、今後の高等学校教育の在り方を検討する中での視点も重要である。
- 本作業部会としては、今後とも中高一貫教育校の設置が促進され、今後より一層、生徒の個性や想像力を伸ばすとともに、21世紀の社会で活躍できる人材の育成につながるよう、我が国中等教育の多様化・複線化が深まることを期待する。

障害者基本法の改正について

経緯等

- 昭和45年 心身障害者対策基本法制定
- 平成 5年 障害者基本法と改称
- 平成23年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月22日 閣議決定
- 平成23年6月16日 衆議院において一部修正の上、可決
- 平成23年7月29日 参議院において可決・成立
- 平成23年8月 5日 公布・施行

※「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分は公布日から1年を超えない範囲内において施行。

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は政府改正案。青字は衆議院で
の一部修正。)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

(削除)

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(新設)

(新設)

平成23年7月29日

少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システムは全世代型の社会保障の構築を目指す社会保障改革において、国民の安心確保のための最優先項目の一つであり、早期に実現する必要がある。

子ども・子育て新システムについては、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム及びこども指針(仮称)ワーキングチームにおいて、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら、議論を重ねてきた。去る7月27日に基本制度ワーキングチームにおいて、これまでの議論の到達点として、別添のとおり中間とりまとめが行われ、給付設計や幼保一体化を中心とした制度設計が示されるとともに、今後の検討課題が明確にされたところである。

一方、6月30日には「社会保障・税一体改革成案」(政府・与党社会保障改革検討本部決定)において、子ども・子育て新システムにかかる工程表として、「税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を提出する」とされたところである。

今後、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び別添「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を踏まえ、費用負担の在り方などの残された検討課題について子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で開催されるワーキングチームにおいて検討を進め、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案をとりまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施(それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施)できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。

※「別添」については省略(ただし、次ページにてその概要を掲載)

子ども・子育て新システムの具体的内容(ポイント)

■すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援(子ども手当、地域子育て支援など)
- 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
 - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
 - ・ 施設の一体化(総合施設(仮称)の創設)

⇒ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
・ 保育の量的拡大
・ 家庭での養育支援の充実
を達成

■新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

○基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体(国・地方・事業者・個人)による費用負担

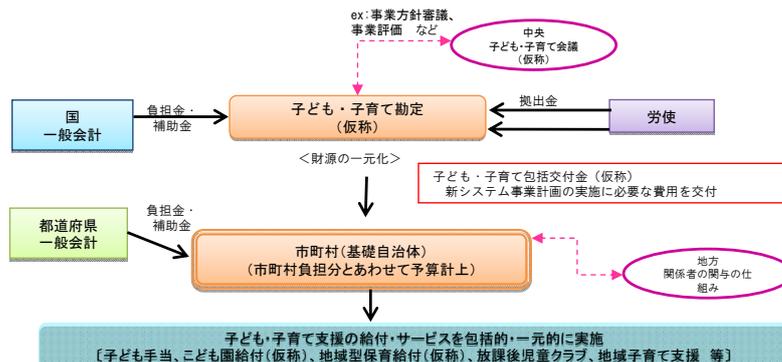
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

○子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



※ 基本制度案要綱に示された新システムのイメージ。国、地方及び事業者の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的な仕組み >

< 効果 >

- **給付システムの一体化**
～子ども・子育て新システムの創設～
 - ・ **地域における学校教育・保育の計画的整備** ～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～
市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。
 - ・ **多様な保育事業の量的拡大**
～指定制度の導入～
客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。
 - ・ **給付の一体化及び強化**
～こども園給付(仮称)の創設等～
学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- **施設の一体化**
～総合施設(仮称)の創設～
学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

質の高い学校教育・保育の一体的提供

・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。

・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

・幼稚園から総合施設(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。

・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

・幼稚園・保育所から総合施設(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

<すべての子どもの
健やかな育ちが実現>
<結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現>

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。